4月定例教育委員会会議 議事録

平成30年4月12日 午後3時30分開会 さんくす3番館4階大会議室

 出
 席
 委
 員

 原
 田
 勝
 教
 育
 長

 大
 谷
 佐
 知
 子
 委
 員

 安
 達
 友
 基
 子
 委
 員

谷口学教育長職務代理者 和 泉 慎 次 委 員 福 田 知 弘 委 員

橋本敏子学校教育部長 大江慶博教育部 大江慶博教育部次長指導室長兼務 生駒靖子教育政策室長 由上正幸教育センター 中村美和教育総務室室 中村美和教育総務室室参事 中村美なびの支援課長 中西正晃まなびの支援課長 坂本健一指導室主幹・指導主事 長 11 大子教育政策室主任 木 戸 誠 地 域 教 育 部 長 道場久明学校教育部次長教育総務室長兼務 落 俊 哉 地 域 教 育 部 次 長 橋 本 健 一 保 健 給 食 室 長 前曜精少年銀子育で青少年拠点夢つながり未来館舗扱表籍 沖 田 孝 行 教 育 政 策 室 参 事 中西多惠子指導室参事・指導主事 一之瀬和彦青少年クリエイティブセンター館長 曽谷俊弘まなびの支援課長代理 泉宮美乃里教育政策室係員

記 録 者 曽我明史教育政策室主幹

4月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

原田勝教育長

ただ今から4月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に大谷委員を指名いたします。

記録者に曽我教育政策室主幹を指名いたします。

本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

沖田孝行教育政策室参事

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在傍聴希望者は4 人でございます。

原田勝教育長

それでは、本日の傍聴は10人まで許可したいと思いますが、いかがで しょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10人まで許可します。

一 傍聴者入場 一

原田勝教育長

それでは、議事日程に従いまして、日程第1 報告第2号「吹田市教育 委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

日程第1 報告第2号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、3月31日付け及び4月1日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、御報告を申し上げるものでございます。

まず初めに、1ページをお願いいたします。

平成30年3月31日付け人事発令につきましては、大阪府教育委員会 へ異動した者が、合計8名でございます。

続きまして2ページをお願いいたします。

平成30年4月1日付けで教育委員会事務局から市長事務部局へ異動した者が、合計19名でございます。

続きまして3ページから4ページをお願いいたします。

平成30年4月1日付けで市長事務部局から教育委員会事務局へ任命または兼任発令された者が、合計22名でございます。

続きまして5ページから7ページをお願いいたします。

平成30年4月1日付けで教育委員会事務局内におきまして、異動した 者が、合計56名でございます。

続きまして8ページをお願いします。

平成30年4月1日付けで教育委員会事務局に新規採用された割愛職員 は、合計10名でございます。

続きまして9ページから10ページをお願いいたします。

平成30年4月1日付けで、市で新規採用され、教育委員会事務局に配属された者が4名、平成30年4月1日付けで、教育委員会事務局に新規採用され、幼稚園に配属された者が15名、図書館に配属された者が3名、博物館に配属された者が1名でございます。

続きまして11ページをお願いいたします。

平成30年4月1日付けで教育委員会事務局において再任用を更新された者及び新たに再任用された者が、合計22名でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

原田勝教育長

全委員

異議なしと認め、報告第2号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令 について」を承認します。

次に、日程第2 報告第3号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を 議題とします。

事務局の説明を求めます。

曽谷俊弘まなびの支援課長代理

日程第2 報告第3号「吹田市社会教育委員の解嘱について」御説明申 し上げます。

吹田市社会教育委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、平成30年3月31日付けで、専決処分をしましたので御報告するものでございます。

被解嘱者は、田中万尋様、渡邉健一様の2名で、田中様は吹田市立学校 校長会からの推薦、渡邉様は吹田市の公立高等学校の代表として委嘱して おりましたが、辞任願いが提出されたものでございます。

辞任の理由といたしましては、退職等によるためでございます。

また、後任につきましては、5月以降の教育委員会会議にて提案させて いただきます。

今回の解嘱によりまして、社会教育委員の男女別委員数は、男性が6名、 女性が4名となっております。

以上簡単な説明でございますが、御承認いただきますよう、お願い申し 上げます。

原田勝教育長 全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、報告第3号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を 承認します。

次に、日程第3 報告第4号「吹田市立青少年クリエイティブセンター 運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

一之瀬和彦青少年クリエイティブセンター館長

日程第3 報告第4号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」御報告申し上げます。

吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱につきま

しては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に 関する規則第4条第2項の規定により、平成30年3月31日付けで1名 の委員の解嘱について専決処分をしましたので、御報告するものでござい ます。

被解嘱者は、第二中学校PTA会長、長谷川淑子様で、3月31日付けで委員から団体の役員改選に伴い、辞任届が提出されました。後任につきましては、改めて教育委員会会議で御提案させていただきます。

以上、簡単な説明ではございますが、御承認いただきますようお願い申 し上げます。

原田勝教育長 全委員 原田勝教育長 それでは、この件について、何か御意見はございませんか。 異議なし。

異議なしと認め、報告第4号「吹田市立青少年クリエイティブセンター 運営審議会委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第4 議案第17号「吹田市地区公民館長の解嘱について」 及び日程第5 議案第18号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を一 括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

曽谷俊弘まなびの支援課長代理

日程第4 議案第17号「吹田市地区公民館長の解嘱について」及び日程第5 議案第18号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を一括して御説明申し上げます。

まず、吹田市地区公民館長の解嘱についてでございますが、被解嘱者は、 小角武様で、平成27年5月1日から吹一地区公民館長として委嘱してお りましたが、辞任届が提出されましたので、これを受理し、平成30年4 月30日付で解嘱しようとするものでございます。

辞任の理由といたしましては、一身上の都合によるものでございます。 続きまして、吹田市地区公民館長の委嘱についてでございます。

今回の地区公民館長の委嘱につきましては、新任の2名の方と、4月30日をもって任期満了となる9名の方を合わせて、11名について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、吹田市地区公民館長被委嘱者名簿をご覧ください。

はじめに、吹一地区公民館の奥田照久様は、新任の方で、当該地区公民 館企画運営委員で、現在も地域で御活躍中の方でございます。

委嘱期間につきましては、前任者の残任期間であります、平成30年5月1日から、平成31年4月30日までの1年間でございます

次に、吹六地区公民館の佐中義定様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成30年5月1日から、平成32年3月31日までの1年11か月間でございます。

館長の委嘱期間につきましては、吹田市地区公民館長委嘱要領第4条により、2年以内としており、通常、平成30年5月1日が委嘱日であれば、 平成32年4月30日までの2年間の委嘱期間となりますが、このたび、 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第2 9号)の施行に伴い、平成32年4月1日から、公民館長の職は会計年度 任用職員として任用することになりますので、委嘱期間は改正法施行日の 前日である、平成32年3月31日までとしております。

以降の公民館長の委嘱期間も同様でございます。

続きまして、千三地区公民館の坂本眞様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成30年5月1日から平成32年3月31日までの1年1 1か月間でございます。

次に、豊一地区公民館の市川むつみ様は、新任の方で、当該地区公民館 企画運営委員で、現在も地域で御活躍の方でございます。委嘱期間につき ましては、平成30年5月1日から平成32年3月31日までの1年11 か月間でございます。

次に、豊二地区公民館の榎谷加嗣様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成30年5月1日から平成32年3月31日までの1年11か月間でございます。

次に、南千里地区公民館の西沢佳子様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成30年5月1日から平成32年3月31日までの1年11か月間でございます。

なお、西沢様は、すでに70歳を迎えられておりますが、南千里地区公 民館が平成31年に40周年の周年記念式典の開催を考えており、周年行 事の実施については、一定の館長経験が必要であることにかんがみて、1 期2年のみ延長を認め、70歳以上ではありますが、地区公民館長として 委嘱を行うものです。

次に、東山田地区公民館の土屋誠一様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成30年5月1日から平成32年3月31日までの1年11か月間でございます。

次に、江坂大池地区公民館の中原義夫様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成30年5月1日から平成32年3月31日までの1年1 1か月間でございます。

次に、佐井寺地区公民館の山本政子様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成30年5月1日から平成32年3月31日までの1年11か月間でございます。

次に、千里新田地区公民館の筒井枝美子様は再任の方で、委嘱期間につきましては、平成30年5月1日から平成32年3月31日までの1年11か月間でございます。

最後に、山五地区公民館の井本則夫様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成30年5月1日から平成32年3月31日までの1年11か月間でございます。

今回の委嘱によりまして、地区公民館長の男女別館長数は、男性が17 名、女性が12名で女性が1名増えております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきま すよう、お願い申し上げます。 原田勝教育長 全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。 異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第17号「吹田市地区公民館長の解嘱について」 及び議案第18号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を承認します。

次に、日程第6 議案第19号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定 委員会への諮問について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中西多惠子指導室参事・指導主事

日程第6 議案第19号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」御説明いたします。

平成30年度は、平成31年度に使用いたします教科用図書、いわゆる 教科書の中学校用の採択年度にあたっており、その選定につきまして、吹 田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会へ諮問するものといたします。

選定委員会は執行機関の附属機関に関する条例により、吹田市教育委員会の附属機関に位置付けられています。吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則によりまして、選定委員会の中心的な役割は、教育委員会の諮問に応じ、義務教育諸学校の教科用図書の選定について調査審議をいたしまして、各教科書についての調査の結果をまとめ、教科書会社ごとに答申することでございます。また、選定委員会の委員につきましては規則に則って9名を教育委員会が委嘱、任命いたします。

今回の採択にあたりまして、選定委員会への諮問内容は、2点でございます。

まず1点目です。特別の教科道徳の専門的な調査研究を行った上、その 調査研究を答申することです。

続いて2点目です。平成31年度に使用いたします学校教育法附則第9 条に規定される教科用図書について、検討の上、意見を答申することです。

学校教育法附則第9条に規定される教科用図書とは、支援学校又は小中学校の支援学級におきまして、特別の教育課程を実施し、所定の学年の検定教科書を使用することが適切ではない場合、学校教育法附則第9条に基づきまして採択することができる教科用図書のことです。

吹田市におきましては、これまで支援学級に在籍する児童生徒につきましても、通常学級の児童生徒と同じ検定教科書を採択してまいりましたが、 弱視児童生徒のために、拡大教科書を学校教育法附則第9条にもとづきま して採択してきた経緯がございます。

2点の諮問内容につきまして、御審議いただき、御承認たまわりますよ う、よろしくお願いいたします。

原田勝教育長和泉慎次委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

昨年度の教科書採択時と今回の諮問内容が変更となったところはありますか。

中西多惠子指導室参事・指導主事

昨年度との変更点は、特にございません。前回と同様に教科書採択におきましては、透明性、また情報公開の視点から、全社につきまして答申することといたします。

福田知弘委員

選定委員につきましては今の説明でわかりましたが、調査員については 今年度はどのような方法で選ばれますか。

中西多惠子指導室参事・指導主事

大阪府教科用図書選定委員会運営要領におきまして、選定委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くことが定められております。

本市には、昨年度の小学校と同様に、中学校教育研究会という組織があり、専門性を追求した教科に関する研究をしておりますので、調査員は、この研究会から、指導力・実践力の高い管理職・教員が推薦されることになっております。

原田勝教育長

今は教科ではない道徳についても、研究組織があるということですか。 またそこから推薦された調査員の具体的な仕事はどのようなものでしょうか。

中西多惠子指導室参事・指導主事

道徳につきましては現在教科ではないのですが、道徳部会という研究組織がございます。

任命された調査員は、府の教育庁が示しました教科用図書選定資料作成 要領に基づいて、目標・内容の取扱いや内容の程度、組織・配列、分量等 7つの観点でそれぞれの会社のそれぞれの教科書の特徴を調べ、報告書と してまとめる仕事をいたします。

大谷佐知子委員

保護者の方や市民の皆さんが教科書を見ることができる場所を教えてください。また、御意見などがあった場合はどのようにされますか。

中西多惠子指導室参事・指導主事

教科書センターを設置することになっておりますので、男女共同参画センターに教科書を設置します。それ以外にも、公立図書館、複数の中学校を拠点校として、市民が自由に見ることができる場所を設定いたします。期間につきましては法定展示期間を含めてまして、6月上旬より約1か月間を予定しております。また、展示場所には意見箱や意見ノートを設置し、感想・意見等を伺える場とし、またそのご意見については、周知し共有する予定としております。

また、設置場所等についての情報は、市報あるいはホームページにも掲載し、周知をする予定にしております。

大谷佐知子委員 中西多惠子指導室参事·指導主事 拡大教科書はニーズがあるのですか。

現在の状況を申し上げますと、小学校に12名、中学校に5名の児童・ 生徒が使用しています。文字の大きさを数段階に分けて拡大して複製した、 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教科書でございます。児童生徒や保 護者の希望を優先し、現在は無償で給付される措置がとられています。

安達友基子委員 中西多惠子指導室参事·指導主事

今年度の選定委員9名はどのような方に委嘱、任命される予定ですか。

校長会より2名、中学校教育研究会の代表者1名、教頭会より2名、吹田市立中学校の生徒の保護者については、吹田市PTA協議会より3名の推薦の推薦をいただきます。それに加えて、吹田市の職員から1名の任命による合計9名の構成員となります。その構成員については、教育委員会の議決を経ることになります。

谷口学教育長職務代理者

教科書採択に関しては、非常に透明性が必要であるかと思わるのですけれども、現在そういったことを担保するためにどのようなことを行ってい

中西多惠子指導室参事·指導主事

るか、また、これから予定されているかということに関してお話し下さい。 冒頭にございました全社を答申することに加えまして、選定委員、調査 員に関しましては、教科用図書の採択に、直接の利害関係を有しない者で あることとなっております。また、誓約書を書いて提出していただく運び になっております。

原田勝教育長

他に御意見はございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第19号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定 委員会への諮問について」を承認します。

沖田孝行教育政策室参事

恐れ入りますが、追加議案を2件、提出をさせて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計りいただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに 御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認めます。

それでは、追加議案につきまして、追加日程第1及び第2として議題と することといたします。

それでは、議案書を配布してください。

一 追加議案配布 一

ただ今提出されました追加議案の審議にあたりまして、本件は公表により公正な選定を妨げる恐れのある事項について審議するものですので、吹田市教育委員会会議規則第5条ただし書きの規定により、秘密会としますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本件を秘密会とします。

一 秘密会 一

原田勝教育長

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、 4月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後3時53分